

○伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会条例

平成17年6月20日条例第134号

改正

平成24年3月27日条例第9号

伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会条例

(設置)

第1条 市民の歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するため、伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための計画及び施策を体系的かつ総合的に調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 歯科医師会及び保健医療関係団体の代表
- (3) 市内で活動する公共的団体の代表
- (4) 市内に所在する事業所等の代表
- (5) 識見を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、会長が行う。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成24年3月27日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に改正前の伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例第4条の規定により委嘱されている伊豆の国市歯周病予防対策委員会の委員は、改正後の伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会条例第4条の規定により委嘱された伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会の委員とみなす。